



申告に必要なもの

必ず持参するもの(共通)

- (1)印かん

- (2)本人名義の通帳や口座情報
が分かるもの
○所得税が還付になる場合に必要
- (4)扶養親族などの
マイナンバー
○通知カードの写し
など
- (5)利用者識別番号を確認できる
書類(既に持っている人)
○持っていない人は当日申告会場で
取得します

- (3)本人のマイナンバーと身分証明書
■マイナンバーカードを持っている人
マイナンバーカードのみ
■マイナンバーカードを持っていない人
次の番号確認書類と身分証明書
○番号確認書類…通知カード、マイナンバーの記
載がある住民票のどちらか
○身分証明書…運転免許証、健康保険証、パスポ
ートなどのいずれか

所得控除の内容が分かるもの

- (1)医療費控除
医療費控除の明細書、医療費通知(原本)、控除
を受けるために医師などが発行した証明書
※明細書は「個人ごと」「病院ごと」に整理記入して
ください。
- (2)社会保険料、生命保険料、地震保険料控除
令和2年中に支払った証明書または領収書
- (3)障害者控除
障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- (4)寄附金控除
寄附金の領収書または証明書


住宅借入金等特別控除

初めて控除の適用を受ける人は、次の書類を持
参してください。

- (1)登記事項証明書
- (2)売買契約書(工事請負契約書)のコピー
- (3)住宅ローンの年末残高証明書

※土地についても、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
は、土地の(1)・(2)も必要です。
※住宅などの取得に当たり補助金の交付を受けた場合は、その
金額が分かる書類のコピーを持参してください。

【認定住宅の場合は次の書類も必要です】

- 長期優良住宅建築等計画の認定通知書のコピー
- 住宅用家屋証明書のコピーまたは認定長期優良住宅
建築証明書・認定低炭素住宅建築証明書のいずれか

所得の内容が分かるもの

- (1)給与、公的年金所得
源泉徴収票の原本
(コピーは不可)
※紛失した場合は、申告までに再発行してもらって
ください。市役所では発行できません。
・給与の源泉徴収票…勤務先
・公的年金の源泉徴収票…年金保険者
- (2)営業、農業、不動産所得
収支内訳書、領収書、通帳、報酬の支払調書など
※帳簿を整理し、収支内訳書を作成してください。
- (3)個人年金、生命保険金の所得
保険会社からの支払通知書
- (4)上場株式等の譲渡所得
証券会社などで発行される特定口座年間取引報告書
- (5)公共事業に伴う土地・建物の譲渡所得
・公共事業用資産の買取り等の申出証明書
・公共事業用資産の買取り等の証明書

申告が**必要ない**人

- (1)収入が年末調整をした給与のみの人
- (2)収入が公的年金のみで、その金額が次に当ては
まる人
○65歳未満の人…98万円以下
○65歳以上の人…148万円以下
※年齢は令和2年12月31日現在。

2月16日(火)～3月15日(月)
土・日曜、祝日を除く

受付時間
午前8時30分～11時
午後1時～3時30分

▶問い合わせ ☒課税課 ☎0287(62)7121

申告が**必要**な人


給与所得がある人

- (1)給与と退職金以外の収入があった人
- (2)2カ所以上から給与を受けていて、年末
調整に含まれない給与収入があった人
- (3)年末調整をしていない人
- (4)令和2年中に勤務先を退職した人

年金所得がある人

- (1)公的年金以外の収入があった人
- (2)公的年金の源泉徴収票に記載されている
所得控除以外で追加するもの(医療費控
除、生命保険料控除など)がある人

その他、次に当てはまる人

- (1)事業収入(営業・農業)、不動産収入(地代・
家賃など)があった人
- (2)初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- (3)公共事業に伴う土地・建物の譲渡収入が
あった人
- (4)特定口座での上場株式等の譲渡があり、
売却損失の損益通算や
繰越控除をする人


★昨年中に収入がない人でも、
次の人は申告が必要です

- (1)20歳以上の国民健康保険加入者か後期
高齢者医療保険加入者とその世帯主
- (2)65歳以上の介護保険加入者
- (3)所得証明書や所得・課税証明書などの
税の証明書が必要な人
- (4)年金や児童手当などの各種手当・給付
に関する申請をする人
- (5)収入が遺族年金、障害年金などの非課
税収入のみで(1)～(4)のいずれかに当て
はまる人

税務署で申告する人

- (1)令和3年1月1日に本市に住所がない人
- (2)青色申告をする人
- (3)雑損控除の申告をする人
- (4)増改築やリフォームで住宅借入金等特
別控除の適用を受ける人
- (5)公共事業以外の土地・建物の譲渡所得
がある人
- (6)先物取引による所得、特定口座以外の
株式等の譲渡所得がある人
- (7)山林所得、総合譲渡所得がある人
- (8)令和2年分より前の年分の申告をする人

大田原税務署の確定申告会場

— 所得税・個人消費税・贈与税が対象 —

▶とき

1月25日(月)～3月15日(月) 午前9時～午後4時
※土・日曜、祝日を除く。
※午前8時30分から受付開始。
※当日の混雑状況によっては、午後4時前に受
け付けを終了する場合がありますので、早め
に受け付けをしてください。

▶ところ

大田原税務署別館(大田原市紫塚1-5-54)

▶注意事項

混雑緩和のため、受付後、
入場整理券を配布します。
国税庁LINE公式アカウン
トで事前発行も行いますの
で友だち追加して利用して
ください



国税庁の友だち
追加はコチラ

▶問い合わせ

大田原税務署 ☎0287(22)3115

市県民税・所得税
申告の受け付けが始まります



市ホームページ